

# 会 議 録

会 議 名	令和3年度第4回野田市都市計画審議会
議題及び議題 毎の公開又は 非公開の別	<p>議案第1号 野田都市計画用途地域の変更について（付議）</p> <p>議案第2号 野田都市計画花井堤根地区地区計画の決定について（付議）</p> <p>議案第3号 野田都市計画愛宕駅東第一地区地区計画の変更について（付議）</p> <p>議案第4号 野田都市計画蕃昌新田地区地区計画の決定について（付議）</p> <p>議案第5号 野田都市計画野田市駅入口交差点東地区地区計画の決定について（付議）</p> <p>議案第6号 特定生産緑地地区の指定について（付議）</p>
日 時	<p>令和4年2月16日（水）</p> <p>午前10時から午前11時31分まで</p>
場 所	野田市役所高層棟8階大会議室
出席委員氏名	<p>石井 武、遠藤 博一、小俣 悦子、岩岡 竜夫、古谷 文夫、</p> <p>石原 義雄、木名瀬 宣人、栗原 基起、西村 福也、</p> <p>星野 幸治、山口 克己、岩見 洋一、元吉 博保、</p> <p>戸辺 寛志、山崎 秀樹</p>
欠席委員氏名	邑樂 等
事務局等	<p>鈴木 有（市長）、今村 繁（副市長）、宮前 雅明（建設局長）、浅野 開作（都市部長）、荒井 幸則（課税課長）、角田 隆亮（課税課主任主事）、高橋 康仁（管理課長）、富山 勝之（自然経済推進部次長（兼）農政課長）、染谷 隆徳（農業委員会事務局長）、飯塚 等（都市部参事（兼）都市整備課長）、荒井 哲也（都市整備課長補佐）、千田 晃（都市整備課区画整理係長）、草間 聡史（都市整備課主事）、内山 忠則（愛宕駅周辺地区市街地整備事務所長）、渡邊 一雄（都市部参事監（兼）</p>

	次長（兼）都市計画課長）、金子 正道（都市計画課長補佐）、 服部 薫（都市計画課副主幹（兼）開発指導係長）、塚越 貴浩 （都市計画課計画係長）、張替 亮（都市計画課主任主事）
傍 聴 者	2名
議 事	<p>議事の概要は次のとおりである。</p> <p>会長（石井）2月16日午前10時開会を宣言し、出席のお礼を述べた。</p> <p>本会議開催に当たり、まだ邑楽委員の出席がないが欠席の連絡を受けてない旨を報告した上で、今回の審議会は委員の半数以上が出席しているので、会議が成立することを伝えた。</p> <p>本会議の傍聴希望者が2名おり傍聴を許可する旨を報告した。</p> <p>&lt;傍聴者入場&gt;</p> <p>会長（石井）会議の途中で傍聴者がいた場合、この会議は原則公開であり、10人以内の傍聴を認める旨を報告した。</p> <p>事務局に会議の説明を求めた。</p> <p>都市計画課長補佐 まん延防止等重点措置期間中の開催ではあるが、出席いただいたことについてお礼を述べ、極力開催時間を短縮する形で会議を運営させていただきたい旨、協力をお願いした。</p> <p>また、前回第3回会議録の配布の漏れがあったことについてお詫びした上、後ほど速やかに配布することを伝えた。</p> <p>会長（石井）市長に挨拶を求めた。</p> <p>市長（鈴木）挨拶及び出席に対するお礼を述べた。</p> <p>今回の審議会では、付議案件に関する審議をお願いしたい旨述べた。</p> <p>会長（石井）本日は付議案件6件、その他1件あり、市長から2月14日付けで議案第1号から第6号について付議されており、全ての付議案件の審議が終了してからまとめて答申するこ</p>

とについて了解をいただいた。

議案第1号野田都市計画用途地域の変更について、議案第2号花井堤根地区地区計画の決定については関連することから、一括して事務局に説明を求めた。

都市計画課長 議案第1号野田都市計画用途地域の変更について、議案第2号花井堤根地区地区計画の決定について説明した。

会長（石井）議案第1号について質疑に入り、発言を求めた。

委員（山崎）1点目、花井堤根地区以外に区画整理を前提として市街化編入を行ったところがあるか、2点目、ほかにスプロール現象が見られるところはあるか、3点目、ほかの建蔽率30%、容積率50%としているところは緩和しないのかについて質問した。

都市計画課長 1点目と3点目については、山崎梅台地区も同様の地区であり、都市計画決定に向けて引き続き地元調整したいと考えている。

2点目については、建築基準法に基づく用途、建蔽率、容積率、セットバック等に合致した内容でほとんど建築されている。

場合によっては、塀等をセットバックせずに建築が完了して完了検査を受けないままということも、過去の事例としてはある旨回答した。

会長（石井）そのほか質疑を求めた。

委員（岩見）公共下水道が一部整備されているが、道路と併せて整備していくのかどうか質問した。

都市計画課長 今後、公共下水道の認可区域に入れて、市として整備していく。地区の中に都市計画道路があるが、整備計画は具体になっていない旨回答した。

会長（石井）そのほか質疑を求めた。

<質疑の声無し>

会長（石井）質問がないことを確認の上質疑を終了し、討論に入

	<p>り意見を求めた。</p> <p>&lt;意見の声無し&gt;</p> <p>会長（石井）意見がないことを確認の上討論を終了し、採決に入り異議がないか尋ねた。</p> <p>&lt;多数の異議無しの声有り&gt;</p> <p>会長（石井）異議がないので原案のとおり決定し答申することを決定した旨を述べ、次の議案第3号愛宕駅東第一地区地区計画の変更について、事務局より説明を求めた。</p> <p>都市計画課長補佐 議案第3号愛宕駅東第一地区地区計画の変更について説明した。</p> <p>会長（石井）議案第3号について質疑に入り、発言を求めた。</p> <p>委員（岩岡）道路の形状を変更した理由について質問した。</p> <p>都市計画課長 土地購入者の意向を考慮し、土地区画整理事業の事業計画を変更した旨回答した。</p> <p>会長（石井）そのほか質疑を求めた。</p> <p>委員（戸辺）地震のとき、危険性があることから、通学路などでは、ブロック塀を撤去する流れにあるが、ブロック塀建築の際に野田市で指導をするのか質問した。</p> <p>都市計画課長 高さ等規制はあるものの、一般的にブロック塀は造って良いことになっており、地区計画の中でかき又はさくの構造制限をしている。</p> <p>そのため、地区計画のかき又はさくであれば大きな事故にはつながらないと考えている旨回答した。</p> <p>委員（戸辺）ブロック塀の制限を超えて造ることに対して規制はかけられるのか質問した。</p> <p>都市計画課長 地区計画の区域は地区計画の届出が必要とされており、地区計画に適合した内容で届出がされている。制限を超えて作りたいという相談はない。</p> <p>ただし、分からない内に建てられてしまう部分については、</p>
--	---

難しいところはあるが、知る限り地区計画区域で、高いブロック塀が造られてしまっているところはないと思う。

また、届出であるため、強制力はないと回答した。

都市部長 地区計画について、建築確認の場合に地区計画の届出をしてからでないで建築確認が取れないので事前にその手続をしている形で、強制力はないが、市としては地区計画の定めについて今まで拒否されたことはない旨回答した。

会長（石井） そのほか質疑を求めた。

<質疑の声無し>

会長（石井） 質問がないことを確認の上質疑を終了し、討論に入り意見を求めた。

<意見の声無し>

会長（石井） 意見がないことを確認の上討論を終了し、採決に入り異議がないか尋ねた。

<多数の異議無しの声有り>

会長（石井） 異議がないので原案のとおり決定し答申することを決定した旨を述べ、次の議案第4号蕃昌新田地区地区計画について、事務局より説明を求めた。

都市計画課長補佐 議案第4号蕃昌新田地区地区計画について説明した。

会長（石井） 議案第4号について質疑に入り、発言を求めた。

<質疑の声無し>

会長（石井） 質問がないことを確認の上質疑を終了し、討論に入り意見を求めた。

<意見無しの声有り>

会長（石井） 意見がないことを確認の上討論を終了し、採決に入り異議がないか尋ねた。

<多数の異議無しの声有り>

会長（石井） 異議がないので原案のとおり決定し答申することを

決定した旨を述べ、次の議案第5号野田都市計画野田市駅入口交差点東地区地区計画の決定について、事務局より説明を求めた。

都市計画課長補佐 議案第5号野田都市計画野田市駅入口交差点東地区地区計画の決定について説明した。

会長（石井）議案第5号について質疑に入り、発言を求めた。

<質疑の声無し>

会長（石井）質問がないことを確認の上質疑を終了し、討論に入り意見を求めた。

<意見無しの声有り>

会長（石井）意見がないことを確認の上討論を終了し、採決に入り異議がないか尋ねた。

<多数の異議無しの声有り>

会長（石井）異議がないので原案のとおり決定し答申することを決定した旨を述べ、次の議案第6号特定生産緑地地区の指定について、事務局より説明を求めた。

都市計画課長 議案第6号特定生産緑地地区の指定について説明した。

会長（石井）議案第6号について質疑に入り、発言を求めた。

<質疑の声無し>

会長（石井）質問がないことを確認の上質疑を終了し、討論に入り意見を求めた。

<意見無しの声有り>

会長（石井）意見がないことを確認の上討論を終了し、採決に入り異議がないか尋ねた。

<多数の異議無しの声有り>

会長（石井）異議がないので原案のとおり決定し答申することを決定した旨、本日の付議案件6件の採決が終了し、答申書作成のために暫時休憩する旨述べた。

<休憩>

会長（石井）審議を再開し、議案第1号から6号までについて答申する旨述べた。

<答申書を手交>

市長（鈴木）慎重に審議をしていただき、答申いただいた旨お礼を述べ、次の作業に進めていきたい旨述べた。

会長（石井）次第その他、野田市都市計画マスタープランの改訂について、事務局より説明を求めた。

都市計画課長補佐 その他として、野田市都市計画マスタープランの改訂方針について説明した。

会長（石井）その他、野田市都市計画マスタープランの改訂方針についての説明について質疑に入り、発言を求めた。

委員（山崎）今回の都市計画審議会の報告は都市計画マスタープランの改訂方針が決定したという報告でよいか質問した。

都市計画課長 検討委員会で市として決定したのでこのような考えで進めていきたい報告である旨回答した。

委員（山崎）もう決定している旨の報告でよいか質問した。

都市計画課長 そのとおりである。

委員（山崎）資料の3、策定体制についての中で、都市計画審議会に、計画策定の中心的な役割を担っていただくと明記され改訂方針、素案の作成、市民意見の整理、案の諮問・答申の各段階で報告し、意見を伺うということだが、既に決定したものについて都市計画審議会でも意見を言っても変わらないのではないかと確認をしたい。

都市計画課長 市として決定したものだが、今後の都市計画審議会でも、素案や市民意見の整理をしていく中で、方針について疑問がある場合もないとは言い切れないと思う。そんなときには意見を伺った上で調整し、さらに決定する過程に当たっては都市計画審議会に報告や意見を伺いたい旨回答した。

委員（山崎）都市計画審議会に中心的役割を担っていただくと明記しておきながら、既に決定したものを報告することはいかなものかというのが私の意見である。

都市計画委審議会が頻繁に開催でき、上手く決定前に協議できればよいが、改訂方針について案ではなく決定しているような報告となっていたので、都市計画審議会に中心的な役割を持たせるならば、案の段階で出すようにしていただきたいと思う。

会長（石井）今後、各段階を踏んでいくときに、遺漏のない御報告と審議をしていくように努めていく旨を求めた。

そのほか質疑を求めた。

<質疑の声無し>

会長（石井）質問がないことを確認の上質疑を終了し、事務局に連絡事項があるか尋ねた。

委員（山崎）その前に、前回私用でやむを得ず欠席することになり、今回出席するに当たり、前回の会議録を確認し意見質問を踏まえた上で、今回の意見を述べたかったが配布されなかった。前までは、出席した際に席にあったかと思うのだが、今回請求をして前回の会議録をいただいた。

また、ホームページの会議録を確認しようと思ったが、令和2年度までしか掲載されていない、見つけることができなかった。

このようなことになった経緯を質問した。

都市計画課長 前回の都市計画審議会の議事録の配布を失念したことを謝罪した。

また、ホームページへ会議録は掲載されていると思うが、確認させていただき旨回答した。

会長（石井）事務局には今後も、円滑に審議が進むようによりしくお願いしたい旨伝えた。

事務局に連絡事項があるか尋ねた。

	<p>都市計画課長補佐 今年度の審議会は今回をもって最後になることを報告し、委員に慎重な審議のお礼を述べた。</p> <p>次年度以降の審議会予定については調整中で、4月以降に決定次第、連絡する旨伝えた。</p> <p>会長（石井） 閉会を宣言した。</p>
--	---